

令和7年度 第1回浦安市文化財審議会議事録

1 開催日時 令和7年8月6日（水） 14時～16時

2 開催場所 郷土博物館 視聴覚室 他

3 出席者

（委員）菅根幸裕委員長、森田信雄副委員長、颯原澄子委員、中山高樹委員、
今井弘委員、大石隆介委員、泉澤佐江子委員

（事務局）教育長、生涯学習部長、生涯学習部次長、郷土博物館職員5名

（傍聴人）なし

4 議 事

審議事項（1）旧大塚家住宅の移設工事に関する意見聴取

報告事項（1）本市における文化財保護の取組について

（2）近隣市における文化財の保存活用地域計画

その他 （1）旧大塚家住宅現地視察

5 会議経過

議事に先立ち、菅根委員長、船橋教育長があいさつを行った。

なお、旧大塚家住宅の移設工事に関する意見聴取は、現地視察とあわせて行うことから、報告事項より説明、意見聴取を行った。

議 事

報告事項（1）本市における文化財保護の取組について

配付資料に基づき、事務局より説明した。

主な質疑・応答については、次のとおり。

（委員長） 資料1ページ目の文化財の管理に「裃2着」とあるが、正式には文化庁では「2組」と表現している。裃と袴が別々でないならば、「2組」とする方がよい。

また、2ページ目の資料名「大般若」については、正確には「大般若経」という方が望ましい。それに付属する資料として経文、経箱がある。今後、検討いただきたい。

（委員） 県指定、市指定文化財に分かれているが、指定にあたっての決まりや、受けられる補助金に何か違いがあるのか。

（事務局） 文化財の指定については、その価値や地域性、希少性、保存状態など、総合的な判断が必要である。県指定の場合は千葉県文化財保護審議会、市指定の場合は本市文化財審議会へ諮問し、妥当性が認められる答申を受けたものについて、指定されるものである。

例えば、郷土博物館の屋外展示場にある「三軒長屋」は、当初浦安市の有形文化財として指定されたが、その後希少性などが認められ、県指定に

移行したケースも存在する。補助金については、有形文化財の破損等により修繕の必要が生じたときや、文化団体の保存継承に必要な備品等の購入の際など、必要に応じて都度申請を行う必要がある。

(委員長) 県指定の文化財の補助金であるが、必要となる経費のパーセンテージにより額を決めている。より多くの補修などに補助金が活用できるよう審査している。

(委 員) 浦安三社祭について、市内小学生に配布されている「わたしたちの浦安」(社会科副読本)の中に伝えていきたい大切なものという項目がある。その中に、浦安市内の建物やお洒落、お囃子、船大工、そして三社祭が載っている。お祭りを文化財に指定するのは難しいものなのか。

(事務局) 確かにお祭りを指定したいという意見があることは承知しているが、まだ具体的な話までには至っていない。

また、歴史的な検証も必要であり、お祭りの何を指定するのか、無形として指定したいのか、神輿や道具などの有形的なものを指定したいのかなど、議論すべき点がまだまだある。

(委 員) 私自身地元出身で、祭禮時には猫実地区で活動してきた。祭禮は市とは一線を画すもの。地域の氏子や役員が中心となって実施しており、神社がやっている、町がやっているというスタンスでよいと感じている。

副読本で言っている「お祭り」は、お神輿や道具だけでなく、祭禮に関わる地域性や精神性などを含めたものだと思う。こうした文化財をどのように考えるか、三社祭をどのような形で残していくかを含め、今後検討すべきだと思う。

(事務局) 総代や市民の方からどのようにすればよいかと意見をいただき、神社や氏子の方が中心となっているような文化財の事例について、近隣市町村に確認し、船橋市や我孫子市で文化財指定されている事例があることがわかった。文化財指定を検討するのであれば、教育委員会からの諮問に対し、委員の皆様方にご意見をいただきながら答申案を固めることとなる。無形文化財として指定するのか、神輿などは100基以上あるので宮神輿だけにするのか、神具をそのまま指定してよいのかなど、検討すべき課題がまだまだある。いずれにしても、次の議題の地域計画にも関連するが、どのような形で市民の方や次世代に残していけるか、検証することが必要だと思う。

(委 員) 市内にある「旧医院」の位置づけについて、うかがいたい。

(事務局) 旧医院の管轄については生涯学習課となっている。また、一部子育て支援施設としても活用しており、その部分についてはこども課が担当している。医院の図面がでてきたが、現在博物館で精査しているところなので、今後調査を進めていく。

報告事項(2) 近隣市における文化財の保存活用地域計画

配付資料に基づき、事務局より説明した。

主な質疑・応答については、次のとおり。

(委 員) 浦安市としての取組はまだ決まっていないという理解でよいのか。

- (事務局) 今回配布した資料は、近隣市の取組状況ということなので、博物館として取り組むかどうかの検証まではできていない。また、計画内容によってどこまでの部署と連携して取り組むか協議が必要になってくる。
- (委員) 旧大塚家住宅のように、具体的にどのように現状を保存し、活用するか、また周辺整理をするかについても具体を示していただきたい。
どこまで何を残すのか、専門委員会を立ち上げるのか、用地買収をどうするのかなど、今後必要になってくる。
- (事務局) 旧大塚家住宅の移設については、現地視察の中でより具体的な説明をさせていただきます。
- (委員) 旧大塚家住宅の移築に関して、博物館から要望は出しているのか。
- (事務局) 昨年度行った実施設計では、基本設計を受け、改修方法などは現状を崩さないということを前提としている。また、建物自体の保存については博物館で引き続き検証していく。曳家のルートについては、現地で改めて説明する。
- (委員長) 地域保存計画は策定まで凡そ3～5年ほど検討し、その後実施する流れになる。文化財として1つの部署で行うものの、検討するためには市長部局、つまり市役所全体の問題として、大きく実施していくことになると思う。市民に対し文化財の意識を高めることは、身近なところに文化財があることを再認識することにもつながる。そこから文化財の指定や登録、文化財の活性化の効果が生まれてくる。
計画を作ることは大変なことで、人が代わればやらなくなってしまうこともある。取り組むかどうか、もっと考えていただきたい。コンサルに委託すると、費用も必要になってくるので、予算取りも大事である。
デメリットは行政内部の問題であって、メリットの方が大きい。文化財は動くものではなく、活用しながら保存していくという考えに国もシフトしているので、地域計画について今後も検討いただきたい。
- (委員) 浦安のスタンスとして、地域計画を策定していくのか、検討中なのか、その方向性を考えていく中で、見えてくる課題があると思う。市川市や八千代市のように人員体制を構築するのが難しいなど明確になってくると思う。
また、国の補助金の活用であるが、採択されれば補助金を活用できるものなのか。
- (委員長) 文化財保存活用地域計画が認定され、その後補助金申請、審査を経て、はじめて補助金活用につながってくる。ただ、大事なことは地域計画が認定されるまでの取組である。計画が認定されたからといって、補助金が得られるというものではない。
- (事務局) 地域計画を検討するにあたり、事例の概要として、大きくは歴史文化、関連文化財群、文化財保存活用区域の3つに大別される。浦安市としてどれに該当し、どこを基に骨組みをし、今後検討していくのか、求められるものとする。
- (委員長) 前向きに検討していただきたい。浦安市民が文化財を見直すことにもつながる効果が期待できる。
- (委員) 浦安市の組織的な対応にも左右されると思う。まちづくりであれば都市整備部、文化財そのものの活用は生涯学習課、現物であれば博物館という

ように担当が分かれると思われる。組織的対応となると、関係各所と調整をして方針を示さないと、なかなか先には進まない。

(委員長) 市全体のミッションとして考えていけば、その効果も大きくなると思われる。いずれにしても、まずは文化財の確認、洗い出しは必要である。

(委員) この計画を検討するにあたり、その上位計画として市の基本計画とのつながりを考える必要がある。市として文化財をどのように活用するのか、まちの魅力をどのように伝えていけるのか、文化財活用の基本計画での位置づけや関連など明確になれば、もっと議論が深まる。

(委員) 以前、文化財審議会は博物館の運営会議と一体で、それが浦安市の特徴と考えていた。その中で、博物館は児童生徒の受け入れや文化財の指定などの協議が一緒になされていた。今は審議会と協議会に分かれ見えない部分もあるので、今後、博物館協議会でどのような議論がされたか、わかる範囲で教えていただきたい。双方の活性化にもつながると思う。

(事務局) 令和3年度に文化財審議会と博物館協議会に分かれた。文化財審議会では主に文化財の諮問答申に関することや文化財行政に関する議論をし、博物館協議会では博物館の運営に係ることを中心に協議している。

博物館協議会では、今後博物館事業に対して評価していただき、その報告を上げていくことになる。

博物館協議会でも文化財のことを知りたいということで、両輪でやっていければという意見もいただいている。

審議事項(1) 旧大塚家住宅の移設工事に関する意見聴取

その他 (1) 旧大塚家住宅現地視察

旧大塚家住宅へ移動後、配付資料に基づき、事務局より説明した。
主な質疑・応答については、次のとおり。

(委員) 県指定文化財住宅を移築するにあたり、県の担当課等から了解は得ているのか。

(事務局) 県文化財課に説明の上、県指定文化財として移築することで了解を得ている。また、移築予定先は軟弱地盤なので、耐震補強が必要である。このままでは既存不適格になってしまう可能性が高いので、外観の意匠は変えずに筋交いも入れず内部の壁などの補強を考えている。なお、防火対策としては、消防本部と協議の上、移築先に放水銃を設置する予定である。

(委員) 市内の文化財住宅で同じような工法で実施した例はあるのか。

(事務局) 市内で同じような事例はない。他の行政庁であれば実施しているところもある。

(委員) 軟弱地盤とのことだが、地盤改良は行うのか。

(事務局) 平屋建てで、比較的軽量なので、杭を打つほどではないがベタ基礎にして地盤改良をし、その下が支持層になるだけの地耐力を持たせる。

(委員) 文化財の考え方が変わってきているのかもしれないが、見え方を変わらないようにしつつ、オリジナルの構造を残すという事例が増えている。

土壁全体に目に届く範囲で間仕切りのどこかに土壁の構造がわかるよ

うな工夫をしていただければと思う。

(事務局) 特徴が残る構造上の黒漆喰を残し耐震性能を維持しつつ、現状を残すことが大事であることから、土壁を考えている。また、県文化財課からは、次修理するときに、今回施工した技術で、少しでも補強等の技術がわかるようにして欲しいとの意見をいただいている。

(委 員) 展示のあり方として、質感の違いがわかるようにしていただきたい。乾いた感じと土壁の違いなど、経年するとその違いがわかることが望ましいと思う。

(事務局) 現状の形を少しでも多く残していきたい。

(委 員) 萱の葺き替えの予定についてうかがいたい。

(事務局) 移築に合わせ全面葺き替えを考えている。

(委 員) 移築後の家の向きは変わらないのか。

(事務局) 変わらない。旧宇田川家住宅の北側に移築することを考えている。

(委 員) 公園内に文化財住宅2棟が並び、さらには清瀧神社、西水門が近くにある、活用幅が広がる。全体の管理はどうなるのか。

(事務局) 公園なので、全体としては公園の管理になってくるが、文化財住宅を含む文化財ゾーンについては博物館の管理が考えられる。

閉 会

以上をもって、令和7年度第1回浦安市文化財審議会は、閉会した。

次回は年度末を予定しているが、日程調整後改めて通知することです承いただいた。